

報道発表資料 [2014年11月掲載]

## 「東京都建築安全条例に基づく寄宿舎に係る建築基準等についての見直しの考え方」について、都民の皆様の御意見を募集します

平成26年11月4日  
都市整備局

昨今、戸建て住宅等を転用したいいわゆるシェアハウスやグループホームなど、新たな住まい方が増加しています。国は、こうした建築物について、法令上、寄宿舎として取り扱うことを明確にした上で、既存ストックの活用も可能となるよう、本年7月に改正建築基準法施行令が、8月には告示が施行されています。また、本年6月には、木材利用や新技術導入を促進するための規制緩和などの改正建築基準法が公布され(来年6月には施行予定です。)、こうしたことなどを踏まえ、東京の市街地に必要な安全性や防火性などを考慮しつつ、このたび、「東京都建築安全条例に基づく寄宿舎に係る建築基準等についての見直しの考え方」を取りまとめましたので、下記のとおり、広く都民の皆様の御意見を募集します。今後、頂いた御意見を踏まえ、見直し(案)としてまとめてまいります。

記

### 1 御意見募集の対象

「東京都建築安全条例に基づく寄宿舎に係る建築基準等についての見直しの考え方」(PDF形式: 613KB)

### 2 募集期間

平成26年11月4日(火曜日)から同月25日(火曜日)まで

### 3 「東京都建築安全条例に基づく寄宿舎に係る建築基準等についての見直しの考え方」の閲覧方法・場所

東京都都市整備局のホームページ  
都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階)  
都市整備局市街地建築部建築企画課(都庁第二本庁舎3階南側)

### 4 御意見の提出方法

下記要領にて、御意見を提出ください。

#### (1) 記載事項

1. 件名「東京都建築安全条例に基づく寄宿舎に係る建築基準等についての見直しの考え方」への意見
2. 氏名(法人名)
3. 住所(所在地)
4. 職業

#### (2) 提出方法

郵送、ファクス、Eメールのいずれかの方法で、募集期間内に提出してください。  
なお、電話による御意見の受付はいたしませんので御了承ください。

#### (3) 提出先

都市整備局 市街地建築部 建築企画課

- 郵送の場合(当日消印有効)  
〒163-8001(郵便番号を記載するだけで都庁へ届きます。)  
都市整備局市街地建築部建築企画課
- ファクスの場合 03-5388-1356
- Eメールの場合 S0000168(at)section.metro.tokyo.jp  
(最初の「S」は、アルファベットの半角大文字。その後は、半角数字の「ゼロ」が四つ続きます。)  
※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に置き換えて御利用ください。

#### (4) 注意事項

- 御意見は日本語で記載してください。
- 頂いた御意見の内容については、概要を公開することがあります。
- 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承願います。
- ファクス番号、Eメールアドレス等はお間違えないようお願いいたします。
- メールアドレスなど、電子機器の性質上得られた個人情報に関するデータは、個人情報の漏えい防止のため、集計後消去いたします。

問い合わせ先  
都市整備局市街地建築部建築企画課  
電話 03-5388-3343